

**時事新報定例**  
 時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選送料廣告料ハ左ノ如シ  
 ○一紙二圓○一箇月前金五十圓○三箇月前金一圓五十圓○六箇月前金三圓  
 ○時事新報社ニ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇  
 月二十六圓ノ送致料ヲ申受ク  
**時事新報廣告料前金**

五號活字ニテ	一行二行	一行二行	一行二行
一行廿四行	六日迄	七日以上	十六日以上
百一行至十行	九	八	七
百十一行至廿行	八	七	六
百二十一行以上	六	五	四

時事新報

市街撤水の施行方法條項の追加

東京市民の撤水に難澁したるや日既に入し人間萬事一利一害は免かる可らざるの約束として烈風の日に紅塵汚粉の目に入り鼻を打つ患を免かるは撤水の功能力なれども平日風もなき時に撤水ならして行潦泥濘を生じ青天白日の下に雨中の趣を催はして往來の人を苦しめ人力車は穢れ、車夫の足袋草鞋は損じ易く、職人の輩をして輕便なる麻草履を用ゐるを得せしめざるに至りしは撤水法の害と云ふ可し然るに東京府廳にても此邊の害を察したるよとならん市街撤水の施行方法條項中に左の項を加ふる旨各郡區役所へ通達したるよし

一風塵甚だしき日を除くの外は撤水せざる事  
 一道路に行潦泥濘を生じ道路の困難を來さざる様注  
 意する事  
 一一回の撤水未だ乾かざるに二回の撤水を爲す等の事なからしむる事

どあり我輩の甚だ賛成する所なり抑も此撤水法は本来何の爲め設けたるものなるや風塵の害を防ぐて風もなき日之を施せば風塵の患を免れて晴天は泥濘の難澁を生じ利害相償ふて損するものは撤水の勞費のみ或は衛生の爲めと云はんか汚塵穢粉の飛揚して人の耳目鼻口に入るの害は其塵粉に水を濺ぎ汚穢の蒸發氣を吸収するの害に異ならず之を論へば糞劑を粉糞として撒くは煎藥にして飲むとの別あるのみ撤水蒸發の害は煎藥又吸収法を知る可し然るのみならず其水も上水にて足らざれば或の舊城の堀の水を汲み或は下水の糞や目に清くして流るるものを堰留めて用ゐることも少なからず其不潔も亦甚だし此種の水を以て風塵を防ぐ可し否無益と止すらず、醫學よ於て彼のマクテア等の發生するや極めて乾燥したるものよもあらず亦十分よ濕ふたるものよもあらずして濕氣將に乾くべし其蒸發の時を毒物繁昌の好時節なりと云ふ例へば下水の汚泥その底に在て水に覆ひるゝ間は害を爲すべし割合に少くけれども之を攪廻して其泥を溝の端に引揚げ日光を照はれて蒸發の盛なるときは人の健康を害するも甚だしきが如しとのよもなれば今時天の時に半腐敗したる堀の水などを汲取て之を乾燥したる市街の地に撒きさらし太陽の温氣を以て其蒸發を促す正しくマクテアの發生を補助するものにして其害は醫學の眞理に於て等可らず又市中公共の便より論じて撤水は道路を濘するものなりと云はるるを得ず東京の市街は大概砂利を固めたるものにして地に粘りあるよあらざれば少しく濕ふときは忍ら

崩壊を催はし雨雪は道路の仇とも云ふ可きはどの次第なるよ八爲を以て一年三百六十五日の霖雨を作すが如き其不經濟は多辨を俟たずして明白なる可し  
 左れば従前の撤水法は之を衛生に訴へ又經濟に問ふも利害相償はずして害の方に餘利を見るものなれば今回東京府廳にて其施行方法條項中に前記の三箇條を加へたるは能く今日の事情に適したるものと云ふ可し元來申の十分を云へば帝國の首府たる東京の市民が風に苦しめられ歴々たる紳士貴女の衣裳も糞塵に汚さるゝは智慧なきに似され共何分にも市中の道路は恰も田舎道の發達したるものにして近來よを砂利の修繕も大概不行届る位の次第なれば獨り撤水法を施すも地盤と不釣合して効を奏するに足らず東京の市街をして佛京巴里の如くならしめ縦横一面の礫石に凹凸さへなく雨は下水を流れて路の一滴を殘さず二里四方の町々に玉を轉ばしても轉々止まざるが如き有様に至りて始めて撤水法も功能を現し可ければ其時よは當に水を撒くのみならず往來を洒掃して礫石を雜巾掛けも亦可あらんと雖も夫れまでに進むよは多分の資金を要するよとなれば我輩は先づ資金到來の時節を待つ者なり又序ながら我輩の所望を云へば都て公共の事に關して政府の筋にて規則を定るよは成る丈け規則を簡易にして永久に行れ易からしむるの一事あり人生業と鬼神に非ざれば永久と思ひしものも不都合にして中途に改るよある可し我輩は其改まるよ非難せざるのみ之を願ふ者なれども利害疑はしき場合は寧ろ新規則を設けざるよは何は願はしけれ、先年その筋の内規が正規か知らざれども東京市中の礫石を逐出すとて頻りに之を統殺しけるよ驚鳥は大に驚き一時近國へ退去したれども實に一時の事に於て其後統殺法も止んで驚鳥の安全は舊に異ならず是れも其規則を設る時に何り利害の見る可きものありしや疑なしと雖も之を試みて不利なりしが故に廢したるよとならん即ち鬼神ならざる人の眼力よ利害の分明からざりしものなれば都て是等の新規則に就き叶ふよとならば試みて止むるよも其前に再三再四思案を運らし遂に思ひ得て之を試みざるは消極の利益大なるものと云ふ可し如何となれば公共の事は假令些細の簡條にても關係する所廣くして其試験中にも手間と金を損するよも多ければなり

**京報**  
 朕航路標條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
 御名 御璽  
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黑田清隆  
 十月十日 遞信 大臣子爵隈本武揚

**航路標條例**  
 第一條 航路標條例ハ航路ノ安寧ヲ保護スル爲メ政府ニ於テ之ヲ設置スルモノトス○第二條 土地ノ形狀又ハ情況ニ由リテハ地方稅又ハ區町村費ヲ以テ航路標條例ヲ設置スルコトヲ得此場合ハ於テハ地方官ニ於テ遞信大臣ノ許可ヲ受クヘシ○第三條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得○第四條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得○第五條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得○第六條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得○第七條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得○第八條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得○第九條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得○第十條 航路標條例ハ免許年限間之ヲ繼續スルコトヲ得

二百圓以下ノ罰金ニ處ス○第四條 航路標條例ハ船隻其他ノ物ヲ繫キ又ハ衝突セシメ又ハ擲シ又ハ之ヲ汚穢セシメ又ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス  
 ○閣令第十七號  
 明治廿一年(五月)太政官達第六十八號同年(七月)同第百號同年(八月)同第百十四號並八年(四月)同第六十三號ヲ廢ス

**明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黑田清隆**  
 十月十一日

○土坑崩壊 新潟縣佐渡國相川北澤町佐渡嶺山崩壊内より空中車道を以て相川大開町海岸埋立地へ運搬する土取場は去る五日俄然崩壊し人夫三人土中へ埋没死し四名輕傷を負へり原因は地盤の下部を斜に掘鑿したるため上層の土石崩壊したるものなり(新潟縣)

○倫敦電氣鐵道敷設の計畫 英國に於て日常事業に電氣力を應用するよは未だ充分の程度に達せず雖も亦間斷なく進歩するよは疑ふよからざる所なり頃日倫敦及サウスワルク地下鐵道會社の其株主會議に於て取締役に委ねるに電氣線敷設の準備に着手するの全權を以てせり元來此地地下鐵道には現時米國よ於て充分の旺盛を極むる所の循環網引の方法を採用する等ありしか該會社の取締は議長の勸告に由り周到なる調査を遂げん効果上經濟上共に電氣力を用ふるに如かずとの議決を爲せり是に於てか著名なる若干の某會社は工事請負の旨を申込みしか其採用せんと欲する機械の繼續導法にありて右會社に於て同業の隆盛を信するの厚き若干年間該業を營むよに關し右鐵道會社に取リ都合よき規約を爲さんとす一事を以て之を知るよにして同會議に出席せる二三の株主事務員を以て最初約定の綱引法を排斥する者なりと非難し且つ電氣機械を用ふるよを危険なりとするの說を出して以て反對を試し議決より提出したる議案は遂に可決せられずり吾人此議決を聞くや誠欣然然らざるを得ず何となれば是より世八を以て一層電氣機械應用の利を知らしめ遂には爾他の市内鐵道をして改良よ加へしむるに至るよければなり(本年八月十七日英國アイオン)

**海員上陸勤務規則** 海軍省よては北支那守府の海員に隨ひ軍艦軍人の數も増加するを以て海員上陸勤務規則を制定する由にて目下歐洲各國の同規則を取調べ居れりといふ

○大臣官舎の傳話機 新築の司法大臣官舎より本省の總務局へ傳話機を架設する事とあり已に一昨日より該工事に着手したりと

○水族館設置の計畫 水産物の參考に最も必要なるは水族館にして歐洲各國よは巨大の水族館數箇所ありて河海の動物悉く游泳し居れども我國にても近々ゝの水族館を設けんと其筋にてハ昨今計畫中なりと

○タイムス新聞の攻撃事件 先以倫敦タイムス新聞は愛蘭自治黨の首領パーナル氏の手書と云ふを公にして同氏は先年愛蘭事務大臣カヴァンナッシュ卿を暗殺したる事件に關係ありと揭言したるを以てパーナル氏はその冤罪を雪がんと爲め國會に於て右事實の取調べよ審問委員と命せんよとを強請し同氏の請求通りと云ふにはあらねども概するよ其言行はれて國會より委員を命じ審問に着手せしむるよとなり是をタイムスの攻撃事件調査委員と云ふ此調査委員が始めて審問に着手したるよ去る九月十七日として當日出席の人々にハ委員ハナン、スミス、グリーの三列舉パーナル氏の代言人ラッセル、アスグイスの二氏(共國會議員)オードンナル氏の代言人ルンツグ氏タイムス新聞の代言人グフハム氏及びウエナスター氏(大審院長)にして傍聴席よは倫敦其他英國内の各地方及び米國等の新聞記者員殆んど二百餘名あり審問の要點を繰んで申さば列挙の

請ゆるパーナルタイムスの代言人への有様にては

○第七統計年鑑 統計年鑑ハ此程統計協會は同局よし學者政治家のなりと云ふ

○婦人慈善會 午前十時より午慈善會を催す管打合せを爲し毎來月四日より同出場するよと

第一區 三條橋  
 第二區 花房  
 第三區 大岩  
 第四區 大井  
 第五區 大井  
 第六區 大井  
 第七區 大井  
 第八區 大井  
 第九區 大井

○遺囑繼承統籌 二年三月十四日するに付取敢ずせりといふ

○廣瀬の近報 龍驤、筑波、淺間及び水雷船第一及水雷船第一式を行ひし時は今度式は式の結果必ず充分な速報の供奉に可しと其筋より

○關西鐵道會社 正副社長の體格を爲め來る廿八を開き引續きて

○移轉料及買上形 形通へ新造を形町一丁目の三買上げたる未其人二十五名へる金員は六千荷南社の移轉料三十五圓三厘なれも同地を引揚居留地内に在る協する所あら